

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の25%または600,000円のうちどちらか高い方とする。 尚、上記を基準に求人者と特別に合意した場合は、当該求職者の年間賃金の最大100%を上限とする。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の25%または600,000円のうちどちらか高い方とする。 尚、上記を基準に求人者と特別に合意した場合は、当該求職者の年間賃金の最大100%を上限とする。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の25%または600,000円のうちどちらか高い方とする。 尚、上記を基準に求人者と特別に合意した場合は、当該求職者の年間賃金の最大100%を上限とする。 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の25%または600,000円のうちどちらか高い方とする。 尚、上記を基準に求人者と特別に合意した場合は、当該求職者の年間賃金の最大100%を上限とする。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の25%または600,000円のうちどちらか高い方とする。 尚、上記を基準に求人者と特別に合意した場合は、当該求職者の年間賃金の最大100%を上限とする。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-318293

事業所の名称及び所在地 株式会社シゴトヒト

東京都江東区三好 1-7-14 4F・5F